

## 修正意見

意見書(案)の5 平成27年8月19日付けの答申書の付言についての意見の(2) 条例改正案第4条第1項の規制対象の明確性の確保について(p3)ですが、規制については、より明確であることが望ましいことから、「規制の基準を、規則、規程、議会の申合せ等で定め、その基準を」を「規制について、規則、規程、議会の申合せ等で定め」としてはどうでしょうか。

同様に、(3) 事前審査手続の整備等についても同様に、「請負契約等の規制の基準と同様に例外の基準を定め」を「請負契約等の規制と同様に例外について定め」としてはどうでしょうか。

修正前	修正後
<p>(2) 条例改正案第4条第1項の規制対象の明確性の確保について</p> <p>条例改正案第4条第1項の請負契約等(以下「請負契約等」といいます。)の規制の<u>基準を、規則、規程、議会の申合せ等で定め、その基準を公表</u>することが、適切であると考えます。</p> <p>(3) 事前審査手続の整備等について</p> <p>ア 市の適正な業務の遂行の観点から、請負契約等の相手方が、市長、議員、これらの配偶者若しくは1親等の親族又は条例改正案第4条第2項に規定する実質的に経営に携わっている企業(以下「市長、議員等」といいます。)に限定される場合に、例外として、市と請負契約等ができるような調整規定を条例改正案に追加するとともに、<u>請負契約等の規制の基準と同様に例外の基準を定め、公表</u>すること。</p>	<p>(2) 条例改正案第4条第1項の規制対象の明確性の確保について</p> <p>条例改正案第4条第1項の請負契約等(以下「請負契約等」といいます。)の規制について、<u>規則、規程、議会の申合せ等で定め公表</u>することが、適切であると考えます。</p> <p>(3) 事前審査手続の整備等について</p> <p>ア 市の適正な業務の遂行の観点から、請負契約等の相手方が、市長、議員、これらの配偶者若しくは1親等の親族又は条例改正案第4条第2項に規定する実質的に経営に携わっている企業(以下「市長、議員等」といいます。)に限定される場合に、例外として、市と請負契約等ができるような調整規定を条例改正案に追加するとともに、<u>請負契約等の規制と同様に例外について定め、公表</u>すること。</p>

